綾オーガニックスクール運営業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、綾オーガニックスクール運営業務委託について、申込みをする者が提案する事項や、契約締結後の受託者が守らなければならない業務に関する一般的な事項を定めるものである。

2 事業目的

本事業は、綾町の有機農業を体系的に学び、実践的な技術を習得し、独立自営就農を目指す即戦力の農業者を育成することを目的とする。

3 委託内容

(1)委託期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日

(2)業務内容

綾オーガニックスクール管理運営要領に基づき次の業務を行うものとする。

ア 綾オーガニックスクール企画運営委員会との連携

イ 学校の運営全般(座学、実習、就農活動等支援)

ウ 実習等実施報告書の作成及び実績を踏まえた実習企画の提案

エ 講師との連絡・調整・謝金・旅費等の支払い

オ 生徒募集および入学審査、入学金、授業料収受等業務

カ 自然生態系農業の発展の基礎となる活動支援

(3)研修生について

ア 研修生数

原則3名まで。ただし、入学希望者が多数の場合で、綾オーガニックスクール企画運営委員会がその運営に支障がないと判断した場合は、入学を認めるものとする。

イ 対象要件

・普通自動車第一種免許を取得していること。

・在学中に綾町内に居住する場合は、その居住地の属する自治会に入会すること。

ウ 卒業後は、綾町内で就農すること。ただし、上記 3(3)アに該当する者で、予め就農場所の相談、協議を終了しているものについては、この限りでない。

(4)講義内容

ア 座学

受託事業者は、別添2年間のシラバスに沿って実施する。

なお計画に記載のないものについては、その都度綾オーガニックスクール企画運営委員会と協議のうえ決定実施する。

イ 現地(ほ場)実習

(ア)生徒は、受託者の指定する講師の農産物生産現場において実習する。

(イ)受託者は、定期的なミーティングを行い生徒の課題や問題を共有するとともに、直接栽培技術の指導を行う。

(5)入学金および受講料

入学金:55,000 円(税込み、初年度のみ)

受講料:660,000 円(税込み、1年間あたり)

なお入学金は、生徒の準備支度物の経費に充てる。

4 業務の再委託について

(1)受託者は、業務の過半を他の事業者に再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託するときは、事前に推進会議の承認を得ること。

(2)受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合は、再委託先に本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為およびその結果に対するすべての責任を負うものとする。

5 委託業務にかかる留意事項

(1)費用負担および参考金額については、下記のとおりとする。

推進会議負担分(注1)		受託者負担
	参考金額(円)	
・コーディネータ人件費	2,142,000	・講師報酬
・研修教材の製作費・編集	1,000,000	・生徒の支度準備物
・調査および講座委託	2,000,000	・テキスト代
		・生徒管理棟維持管理費
		・学校消耗品等
		・生徒の傷害保険

注1:国のみどりの食糧システム戦略交付金等を活用、令和9年度以降については国からの採択次第で受託者負担となる可能性があるので十分注意すること。

(2)推進会議と受託者の役割分担については、下記のとおりとする。

推進会議	受託者
座学の研修カリキュラム管理	学校の運営全般
現地実習以外の講師選定、確保、年間スケジュール調整等	
座学講義の手配	

(3)災害や病気など、不足の事態が発生した場合には、受託者は推進会議に速やかに報告、連絡し、必要な事項については、指示を仰ぐ。

(4)本業務において知り得た個人情報等については、守秘義務を遵守する。また、当該業務を離れた後においても、同様とする。

6 事業報告および調査、指示等

受託事業者は、管理運営業務の実施状況について、1年に1回事業報告をするものとする。また推進会議は、必要に応じて報告を求めまたは調査を行い、指示を行うことができるものとし、受託した団体は、推進会議から指示があった場合は、速やかに改善を行うこと。

7 その他

本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、推進会議と協議するものとする。